離婚届の書き方とご注意

◎黒のインクまたはボールペンで書いてください。
（鉛筆や消えやすいインクでは書かないでください）
◎届書に修正液等は使用しないでください。
◎届書は1通で差し支えありません。

氏は離婚前の姓で記入してください。
フリガナ欄も記入してください。外国人の氏名は漢字またはカタカナ（本国名）で「ラストネーム、ファーストネーム」で記入してください。カタカナの場合、氏と名の間に「テン（,）」を記入してください。
（通称名登録している方も通称名ではなく、本国名で記入してください。）

本籍は、省略せず戸籍の表示のとおり、正しく記入してください。
外国人の場合は国籍を記入してください。

離婚により復氏する者の離婚後の本籍（従前の戸籍もしくは新戸籍）を記入してください。ただし、同時に７７条の２の届出をするときは記入しないでください。
外国人との離婚では戸籍の変動はありません。この欄は記入しないでください。

（５）未成年の子の氏名欄について（子の親権）
※令和８年４月１日より未成年の子の親権に関するルールが変わりました。
父母の離婚後の親権者の定めの選択肢が広がり、離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになりました。
未成年の子（１８歳未満）がいる場合、①～④のいずれかに親権を行う子の氏名を記入してください。
① 父母共同親権→父母双方が親権を行う子
② 父（夫）の単独親権→父（夫）が親権を行う子
③ 母（妻）の単独親権→母（妻）が親権を行う子
④ 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てがされている子

上記①～③で親権を定めた場合、夫妻（父母）、本人のそれぞれが必ず☑をいれてください。
夫妻（父母）双方の☑が必要です。
どちらか一方の☑がされていない場合、不受理処分となる恐れがあります。

☎その他、届書記入についてのお問い合わせ☎
三郷市役所　市民課　戸籍係　０４８（９５３）１１１１㈹

離　婚　届

令和８年４月１日届出　　長　あて

受理	令和　年　月　日	発送	令和　年　月　日
	第　号		長印
通知（送付）令和	年　月　日		
	第　号		

書類調査	戸籍記載	記載調査	決裁	調査票	附票	住民票	通知

		夫	妻
(1)	（フリガナ）	コウノ　マサト	コウノ　ヨウコ
	氏名	甲野　雅人	甲野　洋子
	生年月日	昭和５０年９月２６日	昭和５２年７月１０日
	住所（住民登録をしているところ）	□同右 埼玉県三郷市彦成３丁目７番１９－２０２号	□同左 東京都葛飾区立石５－１３－１
	アパート・マンション名		
(2)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	埼玉県三郷市彦成３丁目７番	
	筆頭者の氏名	甲野　雅人	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 甲野太郎　続き柄	妻の父 丙川　三郎　続き柄
		母 甲野里花子　二男	母 乙橋小百合　長女
	（右記の養父母以外にも養父母がいる場合はその他の欄に書いてください）	養父 甲野　茂　続き柄	養父 乙橋　清　続き柄
		養母　養子	養母　養女
(3)(4)	離婚の種別	レ協議離婚	
		□調停　年　月　日成立	□和解　年　月　日成立
		□審判　年　月　日確定	□請求の認諾　年　月　日認諾
			□判決　年　月　日確定
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 レ妻 は □もとの戸籍にもどる レ新しい戸籍をつくる	
		埼玉県三郷市戸ヶ崎３丁目５２０番地２	（フリガナ）オツハシ　ヨウコ 筆頭者の氏名 乙橋　洋子
(5)	未成年の子の氏名	①父母双方が親権を行う子 甲野　拓也	
		②父（夫）が親権を行う子	
		③母（妻）が親権を行う子 甲野　沙耶	
		④親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
	（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれ☑のようにしるしをつけてください。	夫レ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻レ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

事件簿番号	

住所を定めた年月日	
夫	年　月　日
妻	年　月　日

連絡先	（夫・妻）
	電話　080（000）0000
	自宅・勤務先［　］・携帯

(6)(7)	同居の期間	平成 30 年 4 月から　令和 8 年 3 月まで（同居を始めたとき）（別居したとき）
(8)	別居する前の住所	埼玉県三郷市彦成３丁目７ 番地 19-202号
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□1 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） レ4 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6 仕事をしている者のいない世帯
(10)	夫妻の職業	（国勢調査の年… 令和　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業　妻の職業
	その他	
	届出人（※押印は任意）	夫 甲野　雅人 印　妻 甲野　洋子 印

必ず本人が署名してください。押印は任意です。
（外国人の場合は、通称名登録している方も通称名ではなく、本国名で記入してください。）

証人（協議離婚のときだけ必要です。）
（◎１８歳以上の方が２名必要です。それぞれ署名してください。）

	署名（※押印は任意）	乙橋　清 印	山川　太郎 印
	生年月日	昭和27年 6月 4日	昭和27年 6月 4日
	住所	埼玉県三郷市戸ヶ崎２丁目６５４番 三郷ビル301	埼玉県越谷市越谷４丁目２番８２号
	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	埼玉県三郷市戸ヶ崎３丁目５２０―２	埼玉県越谷市赤山町５丁目７番地

協議離婚の場合は、証人（１８歳以上）が２名必要です。
それぞれ署名してください。押印は任意です。
（外国人の通称名登録している方も通称名ではなく、本国名で記入してください。）

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について
レ決めをしている。　□まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
親子交流について
レ決めをしている。　□まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
経済的に自立していない子（未成年の子にかぎられません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について
□取決めをしている。
レまだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

□には、必ずあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

連絡先は昼間連絡できるところを記載してください。
（夫・妻どちらの連絡先か記載してください。）

届出のときに持ってくるもの
◎届書
◎本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）
◎転出証明書（届出と一緒に住所変更がある場合）
◎マイナンバーカード（個人番号カード）
（住所が三郷市で氏が変更になる場合）

※裁判所で離婚が成立した場合は、次の書類の添付が必要になります。
・調停（または和解、認諾）により成立したときは、
調停（または和解、認諾）の謄本
・審判（または判決）により成立したときは、
審判（または判決）の謄本及び確定証明書
※外国人との協議離婚の場合、日本人の住民票が必要となることがあります。